

令和3年度
事業計画書



荒川社協キャラクター
ひらりちゃん

目 次

| | |
|----------------------------------|----|
| 基本理念 | 1 |
| ■ 社会福祉事業区分 | |
| ◆ 地域福祉活動推進事業拠点区分 | |
| ・ 法人運営事業サービス区分 | 3 |
| ・ 地域福祉事業サービス区分 | 5 |
| ・ ボランティア活動推進事業サービス区分 | 10 |
| ・ 在宅福祉事業サービス区分 | 14 |
| ・ 福祉サービス総合支援事業サービス区分 | 16 |
| ・ 移動支援事業サービス区分 | 19 |
| ・ 助成事業サービス区分 | 20 |
| ・ 生活福祉資金貸付事業サービス区分 | 21 |
| ・ 受験生チャレンジ支援貸付事業サービス区分 | 22 |
| ・ ひとり親貸付事業サービス区分 | 23 |
| ・ 特定相談支援事業サービス区分 | 24 |
| ・ 区受託事業（本部受託地域福祉関係事業）サービス区分 | 25 |
| ・ ファミリー・サポート・センター事業サービス区分 | 26 |
| ◆ 厚生援護資金貸付事業区分 | 27 |
| ◆ 歳末たすけあい運動事業区分 | 28 |
| ◆ 各指定管理施設運営事業区分（※合算 公益事業のアクロス含む） | 29 |
| ・ 尾久生活実習所「あらかわ希望の家」本所・分場事業サービス区分 | 30 |
| ・ 荒川生活実習所及び荒川福祉作業所事業サービス区分 | 35 |
| ■ 公益事業区分 | |
| ・ 障害者福祉会館（アクロスあらかわ）事業サービス区分 | 43 |
| ・ おもちゃ図書館事業サービス区分 | 48 |
| ■ 資料（組織図） | 49 |

荒川区社会福祉協議会の基本理念

誰もが安心して暮らし続けられる街

— 互いに支え助け合う「地域力」のあるまち —

荒川区社会福祉協議会は、以下の7つを柱とする「あらかわ粹・活計画」（荒川区地域福祉活動計画）に基づき、区民・団体・行政と連携・協働して、「誰もが安心して暮らし続けられる街」の実現に向けて、地域福祉の推進に取り組んでいます。

I ご近所で助け合えるまちづくり

1. 町会・自治会の活動をより多くの住民に伝え、広げる
2. 「ふれあい粹・活サロン」をより身近な居場所に
3. SOSを発信し助けられる力とSOSに気づき助ける力を育てる

II 一人ひとりを大切にしようまちづくり

～一人ひとりの違いを認め合い誰もが必要とされるまちづくり～

1. 心のバリアフリー体験学習の推進
2. テーマ型「ふれあい粹・活サロン」の推進
3. 誰もが活動・活躍できる場づくり
4. 一人ひとりが自分らしく生きることを支える

III 若い世代が地域で活躍できるまちづくり

1. 学校等でのボランティア体験学習
2. 子育て世代が参加できるボランティアプログラムづくり
3. 若者が参加したくなるボランティア・地域活動の創設

IV 協働できるまちづくり

1. 多様な団体・企業・専門機関による情報交換会やワークショップの実施
2. 多様な立場のコーディネーターによるコーディネーション
3. ボランティア団体・地域団体等の活動紹介

V 地域力を活かす情報の発信

1. 区民が求める情報提供の在り方と必要な情報を必要な人に届けるしくみづくり

VI 災害時に助け合えるまちづくり

1. 災害ボランティアセンター強化に向けた取り組み
2. 災害時要配慮者支援の取り組み

VII 地域福祉活動を推進するための 社会福祉協議会の役割と体制づくり

社会福祉事業区分

地域福祉活動推進事業拠点区分

1. 法人運営事業サービス区分

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|------------------|--------------------|---|
| 理事会、評議員会等の開催 | | 理事会、評議員会、監事会、評議員選任・解任委員会を開催し、当会の運営・事業推進を図る。 |
| 普及事業 | 社協会員拡充 | 地域の方々に当会の活動趣旨に理解賛同を得、社協会員の増加、自主財源の安定収入を図るとともに、住民の地域福祉活動への参画を推進する。令和3年度は社協会員拡充を目指して、強化月間を設けておもちゃ図書館やふれあい粋・活サロンなどの参加者へ積極的に呼びかけ、社協事業への理解を得る。また組織的に社協会員の拡充を目指していくために部署を超えた検討チームを結成する。 |
| | 社協リーフレットの作成 | 自主財源の確保として、企業・団体向けにパンフレットを作成し、社協事業への理解を図る。 |
| | 感謝状の贈呈 | 当会の活動へ多大な協力をした団体・個人に対して感謝状を贈呈する。また、被災地への支援や、地域福祉の発展のために尽力し、特にその活動が顕著である団体・個人、「ふれあい粋・活サロン事業」の協力者等で、活動実績が認められる者に対しても感謝状を贈呈する。 |
| 広報活動 | あらかわ社協だよりの発行 | 広く区民に当会の事業や地域福祉の情報・ボランティア情報等をPRし、地域福祉活動への参加を促進することを目的に社協だよりを発行する(年5回発行)。 |
| | Webによる情報提供 | ホームページやFacebookを活用することにより、区民が24時間いつでも情報を得ることができるようにする。 また、最新情報をリアルタイムに提供することにより、幅広い世代へ地域福祉活動への参加を促す機会とする。 |
| | イメージキャラクターの活用による広報 | 当会の事業を広報するために、親しみやすいイメージキャラクターひらりちゃんの着ぐるみや各種グッズを活用する。 |
| たんぼぼ募金箱と情報ラックの設置 | | 区内協力店や商店街等に依頼し、たんぼぼ募金箱を置いていただき、地域の方々に身近な場所での地域福祉活動推進のための募金活動への協力を促す。あわせて情報ラックを設置し、地域福祉情報を広く区民に提供する。 |
| 第三期あらかわ粋・活計画 | 地域福祉活動計画推進委員会の開催 | 第三期あらかわ粋・活計画の実施状況を評価し、計画の推進を図ることを目的に推進委員会を開催する。 |
| | あらかわ粋・活計画の推進 | 町会活動の見える化、若い世代の地域活動への推進、活動団体の協働等についての促進を図る。 |

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|---------------|-----|---|
| 調査研究企画 | | 当会の各種事業を通して、新たな地域課題等について把握し、解決に向けての方向性を構築する。 |
| 実習生受け入れ事業 | | 社会福祉を学ぶ学生や社会人等を対象に長期・短期実習の受け入れをし、当会の事業や福祉についての経験学習をする場を提供することで、福祉に携わる後進の育成及び地域福祉事業の推進を図る。 |
| 連絡調整 | | 民生委員・児童委員協議会、町会・自治会、高年者クラブ連合会、心身障害児者福祉連合会、母子寡婦福祉協議会、福祉施設、ボランティアグループ、当事者団体、NPO 法人等の連絡調整を図り、多様化する社会福祉ニーズの調整活動を行うとともに、民間助成団体をはじめ、様々な情報の提供を行う。また、寄付物品の配布調整等も実施する。 |
| 社会福祉協議会の充実・強化 | | <p>自主財源の増収を図るため、区民との協働によって策定した社協財政強化計画を進めていく。そのために、社協会員制度周知のための宣伝活動（おもちゃ図書館利用者や粹・活サロン参加者など）、寄付金や歳末たすけあい募金等のキャンペーン活動、キャラクター関連グッズの製作や配布、社協だよりへの一般広告有料掲載等の展開、国債・地方債を活用した資産の運用、物品の一括購入や省エネ等による経費の削減等を検討する。</p> <p>また、事業の増加とともに職員数も増えているため、多様な立場の職員に対する教育、新人職員研修、職員の規程・規則を拡充させるために社会保険事務所との連携を強化する。</p> <p>加えて、事業・予算規模も大きくなっており、社会福祉法の改正により財政状況の開示も義務付けられたことから、会計事務所との連携を強化し、経理や各種事務管理面での充実も図って行く。</p> |
| 災害時活動準備金 | | 災害時に、災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、支援活動に取り組むために必要な機材の調達を始め、支援物資の確保、避難場所の設営等、様々な対応を行うための準備金を計上する。 |

2. 地域福祉事業サービス区分

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|----------------|--------------------------|---|
| 地域福祉コーディネーター事業 | 地域コーディネーターの配置【強化事業】 | 民生委員・児童委員・町会・自治会、商店街等の地縁型組織、また多様なテーマを持つボランティア・NPO 団体等の志縁型組織との連携・協力のネットワークを構築しながら、様々な形の住民の孤立予防活動や、交流行事等の企画調整を行う。また制度等で解決の難しい事案も含め、福祉ニーズを抱える住民に寄り添い、状況の改善に向けた仕組みづくり等を行うため、地域コーディネーターを複数配置し、地区担当のチーム体制をつくる。 |
| | 「断らない相談」体制づくり【新規】 | 「断らない相談」の実現に向け、社協内外の関係機関との緊密な連携体制を構築する。 1) <u>生活なんでも相談【強化】</u> ※旧「ふれあい相談」 サロン実施如何によらず住民の身近な地域で生活全般の困りごとに応じる出張相談会を実施する。 2) <u>地域支え合いコーディネーター【新規】</u> 既存の制度やサービスで解決しにくい場合等、必要に応じて社協外の関係機関や住民キーパーソン等も含む協議の場を設け、個人情報等の関係法令に配慮しつつ具体的な状況改善に向けた支援調整を行う。それに際し、住民キーパーソンとの連携における個人情報の取り扱いについて検討を進める。 3) <u>社協内連携推進【強化】</u> ※社協内の体制づくり 社協内の相談窓口を有する関係部署との連絡会を定期実施し、個別支援や地域づくりにおいて連携を強化する。 |
| | ふれあい粋・活(いきいき)サロンネットワーク事業 | ひとり暮らしの高齢者、障がいのある方々、子育て中の方々等、地域の中で孤立しがちな方を対象に、町会・自治会、民生委員・児童委員、商店街、首都大学東京、NPO、ボランティア、地域包括支援センター、高齢者みまもりステーション等の協力を得て、茶話会等の交流を図り、孤独感の解消と見守り強化等を目的として「ふれあい粋・活(いきいき)サロン」を実施する。 【令和2年度末】★南千住地区 8 か所 ★荒川地区 11 か所 ★町屋地区 6 か所 ★東尾久地区 5 か所 ★西尾久地区 7 か所 ★東日暮里地区 8 か所 ★西日暮里地区 9 か所 ★子育て 2 か所 ★テーマ別 28 か所 ★介護予防型 7 か所 計 91 か所 1) <u>かわら版</u> サロン世話人向けに毎月「まるっとかわら版」を発行し、区内全域の最新情報、地域課題の解決事例、先進的な取り組み等を周知し、課題意識の掘り起し、及び見守り・支え合いの強化に取り組むとともに住民活動の可視化を行う。 2) <u>地域懇談会(世話人交流会)</u> ふれあい粋・活サロンの世話人や関係機関等が、毎年 1 回集い、地域の見守り・支え合い活動の推進や、住民間の関係強化に向けて情報交換や交流できる場を設け、新たな地域課題の可視化や解決策、最新情報の提供等を行う 3) <u>ふれあい粋・活サロン推進会議</u> 高齢者等の抱える個別ニーズと、それを解決する仕組みづ |

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|-----------------------------|-----------------------------------|---|
| | | <p>くりについて明確化していくため、サロンを通じて協力関係のある関係機関との情報・意見交換会を年1回程度実施する。</p> <p>4)周年行事 昨年度未実施分を含め、運営10周年を迎える11か所のサロンを対象に感謝状を贈呈する。</p> |
| | <p>ご近所おたがいさま講座</p> | <p>外出困難な高齢者などの地域福祉課題を解決するために、地域のたすけあいをテーマにボランティア講座を実施する。</p> |
| | <p>街歩き探検隊 ※旧：「ユニバーサルウォーク」</p> | <p>小地域(対象となる小学校の通学路等の範囲程度)において、子育て中の共働き世代(親)や小学生を対象に、障がいのある方など多様な住民とともに交流しながら街を点検して歩く事業を実施する。地域住民とのつながりづくりや地域で暮らす障がいのある方などへの理解を促進(心のバリアフリー)するとともに、子育て世代にとって特に重要となる地域の防犯・防災資源等の学習の機会を創出する。</p> |
| | <p>生きづらさを抱えた方への支援</p> | <p>ひきこもりの当事者等生きづらさを抱えた方についての理解促進を図るとともに、活動や居場所づくりを行う。</p> |
| <p>おもちゃ図書館 子育て交流サロン</p> | <p>荒川おもちゃ図書館子育て交流サロン</p> | <p>乳幼児の親子を対象に、障がいのある子もいない子も親子で楽しく遊び交流する場を提供するとともに、情報の提供、相談、講習会などを開催し、多世代のボランティアの参加を得て地域ぐるみで子育て支援を行うことを目的に実施する。また、授乳、おむつ交換等ができるベビーステーションも設け、親子での外出中の立ち寄り場とし、外出の支援を行う。その他にも、週1回乳幼児の一時預かりを実施する。</p> <p><出張ひろば> 日時：毎週水曜日 午前10時～午後3時 (※祝祭日年末年始を除く) サロン名・会場：出張ひろばアクロス アクロスあらかわ (荒川2-57-8)</p> |
| | <p>汐入おもちゃ図書館子育て交流サロン</p> | <p>べるぼうと汐入商店街のテナントを利用して、汐入地区の子育て世帯を対象に、障がいのある子もいない子も乳幼児の親子がおもちゃを通して、楽しく遊び交流する場を提供する。また、地域の子育てに関する情報の提供や相談、子育て支援に関する講習会を実施する。そのほかにも、授乳、おむつ交換等ができるベビーステーションを設け、週1回乳幼児の一時預かりを実施する。</p> <p><出張ひろば> 日時：毎週月曜日 午前10時～午後3時 (※祝祭日年末年始を除く) サロン名・会場：すわだいサロン 諏訪台ひろば館 (西日暮里3-3-12)</p> |
| | <p>おぐぎんざおもちゃ図書館子育て交流サロン</p> | <p>おぐぎんざ商店街の空き店舗を活用し、障がいのある子もいない子も乳幼児の親子を対象に、親子で楽しく遊び交流する場を提供するとともに、情報の提供、相談、講習会などを開催し、地域ぐるみで子育て支援を行うことを目的に実施する。また、授乳、おむつ交換等ができるベビーステーションも設け、親子での外出中の立ち寄り場とし外出の支援を行う。その他にも、週1回乳幼児の一時預かりを実施する。</p> |

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|---------------|---------------------|--|
| | | <p><出張ひろば> 日時：毎週火曜日午前10時30分～午後3時30分 （※祝祭日年末年始を除く） サロン名・会場：出張ひろばさくら通り（西尾久4-28-8）</p> |
| | 障がいのある子の親子向け講座 | 障がいのある子、発達に心配のあるお子さんと親御さん向けのイベントや講座を実施する。 |
| | おもちゃ図書館ボランティアの受入 | 地域の小・中・高校生や大学生、一般、高齢者、障がいのある方等、様々な方をボランティアとして受け入れ、乳幼児や障がいのある子ども達との交流を図り、心のバリアフリーが育つ場づくりをする。 |
| | おもちゃ図書館ボランティア交流会の実施 | 楽しくボランティア活動が続けられるよう、交流を図るとともに、活動の質を高めるために研修会への参加支援をする。 |
| | キッズとベビーのわくわくフェスタの開催 | <p>あらかわ福祉まつり開催時に、3館のおもちゃ図書館子育て交流サロンが合同で、ボランティアや子育て支援団体の協力を得て、子育て中の親子が楽しめるイベントを開催する。</p> <p>日程：11月13日（土） 会場：荒川総合スポーツセンター</p> |
| | 子育てサロン | 商店街、民生委員・児童委員、主任児童委員、教育機関、ボランティアなどと協働でおもちゃ図書館を開館し、子育て支援をすることで、次世代を担う子ども達の健やかな成長を図る。 |
| | 汐たま | <p>毎月火曜日第1・第2 金曜日第2・第3 午後2時～午後4時に各曜日1回、毎月合計2回実施</p> |
| | サニーサイドベビーサロン | <p>毎月第1・第3月曜日 午前10時30分～12時</p> |
| 長寿慶祝の会 | 長寿慶祝の会 | 長年にわたり地域社会のために貢献してきた高齢者に対して、感謝と長寿のお祝いの気持ちを表すことを目的に、75歳以上の高齢者を招待して長寿慶祝の会を開催する。 |
| ひとり暮らし高齢者支援事業 | | ひとり暮らし高齢者等の孤独感の解消、安否の確認をするとともに、地域の高齢者や障がいのある方が抱えているニーズを把握することを目的に実施する。 |
| | ふれあい電話事業 | ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等を対象に、電話相談員が週1～2回電話をし、孤独感の解消、安否の確認をする。また、毎月1回ふれあい電話担当者連絡会を開催し、対象者の状況について情報交換とケース検討を行う。 |
| | ふれあい電話事業～対象者交流会～ | 日頃、電話で会話している相談員と顔を合わせる機会を提供するとともに、地域のボランティアや対象者相互の交流を目的に実施する。 |
| | 傾聴ボランティア活動推進事業 | ひとり暮らし高齢者等を訪問し、安否確認や孤独感の解消を行っている傾聴ボランティアのコーディネートをするるとともに、ボランティアグループダンボの会の活動を支援する。 |
| 世代間交流事業 | | 75歳以上の高齢者みまもりネットワーク事業登録者に、区内の子ども達が年賀状を作成して送る活動で、心の交流を図ることを目的に行う（12月）。 |

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|--------------------|---------------------------|---|
| 障がい児者レクリエーション事業 | | 社会参加と交流を目的に、障がいのある方を対象にレクリエーションの機会を提供する。 |
| 地域福祉啓発事業 | 地域福祉啓発事業 広報事業 | 第三期あらかわ粋・活計画に基づき、各種事業を推進する。 |
| | 「心のバリアフリー学習（福祉教育）」の推進 | ボランティア活動への取り組み・心のバリアフリー学習を行う学校・各団体、社会人、企業等を対象に相談、情報の提供、学習会・授業への講師派遣・プログラム提供を行うなど、アクロスあらかわや福祉施設・当事者団体等と連携して実施する。より良い講座になるよう当事者団体等からの講師派遣やプログラムの検討を協働で進める。また、講師としてご協力いただく当事者団体を対象に福祉教育への理解を深める勉強会を開催する。 |
| 地域住民協働・ 支え合い事業 | ふれあい協力店 事業 | 飲食店、理容美容店など生活衛生業を中心とした店舗を協力店として登録し、設置した情報ラックに地域の情報や福祉関連のチラシを配架することで、利用客が気軽に情報に触れるきっかけ作りを行うとともに、たんぼぼ募金箱の設置も進め、地域福祉活動を支援するネットワークを構築する。 |
| | 地域行事支援事業 | 地域の方々が協力し実施する行事等に参画し、当会の活動やボランティア活動を紹介するとともに、地域福祉活動への参加を促し福祉の街づくりを行う。 |
| あらかわ 福祉まつり事業 | | 多くの方々に地域福祉活動への関心をもってもらい、参加のきっかけづくりの場とする。 また、様々な福祉団体等の交流の場としても開催する。 日程：11月13日(土) 会場：荒川総合スポーツセンター ※状況によって、リモート開催も検討する。 |
| 福祉のしごと 面接・相談会事業 | | 荒川区、東京都福祉人材センター、ハローワーク等と連携を図り、福祉に関わる求人を行う区内事業所と福祉のしごとに興味がある方の橋渡しの機会を設け、就労及び人材確保の支援を行う。 |
| その他の地域福祉 事業 | ハンディキャブ・ あやとり号運行事業 | 障がいのある方の社会参加を促進することを目的に、福祉車両の貸出しをする。 |
| | ハート号事業（車 両の貸出事業） | 民間福祉作業所、NPO法人等の日常活動の充実や事業推進のために、車両（ひらりちゃん号等）の貸出しをする。 |
| | 当事者団体・民間 施設等への支援事 業 | 課題をもつ当事者、あるいは団体、民間施設に対し、活動の推進ができるように支援をする。 |
| | リサイクル事業 | 区より再生可能な放置自転車を無償で譲り受け、民間の障がい者施設並びに荒川区自転車商小売組合連合会の協力により、「点検」「整備」して販売する。 |
| | 介護フェア 2021 の共催 | 生活に役立つ介護用品や自助具などのバリアフリー用具の展示、情報提供をすることで、高齢者、障がい者福祉の推進を図ることを目的に、荒川区介護サービス事業者連絡協議会と共催する。※10月アクロスあらかわで実施 |

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|--------------|---------------|---|
| | フードバンク DAYの実施 | <p>フードバンクと協働し、生活困窮者に食糧の提供ならびに相談支援を行う。また、フードバンク DAYを実施し、広く区民に家庭で眠っている食材等の提供を呼びかけ、地域ぐるみで支援を行う。</p> |
| 区内避難者孤立化防止事業 | | <p>東日本大震災により荒川区内に避難している被災者の高齢化が進み、新型コロナウイルス感染拡大防止による外出の自粛も相まっており、孤立化を防ぎ、早期の相談に応じ、安心して生活ができるように個別対応を中心に支援活動を行う。</p> <p>① 相談員による戸別訪問・電話訪問の実施 ②各種情報の提供～地方紙の回覧・各種情報の提供 ③必要に応じ会合の開催 ④必要に応じ会合への参加</p> |
| 被災地支援事業 | | <p>自然災害等の被災地に対し、状況に応じての職員の派遣を始め、区民や地域団体、ボランティア団体・企業等と協働し、様々な支援活動を行う。</p> <p>①義援金・支援金募集事業 ②支援物資の提供 ③職員派遣 ④区民等の支援活動への支援 ⑤活動報告 ⑥その他必要とされる活動</p> |
| 法外援護事業 | | <p>災害・病気・その他の不測な事態に遭遇した要保護世帯等に、一時的に金銭等の緊急援護を実施する。 (※区との連携事業)</p> |

3. ボランティア活動推進事業サービス区分

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|--------------------------------------|-------------------|--|
| ボランティアセンター事業 | | <p>荒川区内における幅広いボランティア・市民活動、地域活動の拡充推進を図り、誰もが安心して暮らし続けられる街づくりを目指して、様々な立場で活動をする方々、団体の情報交換、連携、協働の場をつくる中間支援機関としての役割を果たす。特に、次代を担う若い世代のボランティア活動への参加の促進に力をいれる。</p> <p>また、協働を生み出す情報提供やコーディネート機能を強化充実させ、荒川区内のボランティア・地域活動・NPO活動、住民との協働を促進する。</p> |
| | ボランティア活動紹介コーディネート | ボランティア活動を行いたいと希望する方々に、ボランティア活動の紹介、相談並びにボランティア保険の加入手続きを行う。 |
| | ボランティア募集のコーディネート | ボランティアをしたいと希望する方、必要とする方、施設等のコーディネート実施。 |
| | 収集ボランティア活動支援 | <p>身近なボランティア活動として、以下の収集ボランティア活動を支援する。</p> <p>①使用済切手 ②書き損じはがき ③ペットボトルキャップ④入れ歯（金属使用）⑤本・CD ⑥インクカートリッジなど</p> |
| ボランティア活動サロンの運営事業 | | <p>ボランティア活動についての情報提供と、機器貸し出し、活動室など貸し出しによる活動の促進、ボランティア同士の交流を目的に実施。</p> <p>★機器の貸出内容：活動室・印刷機（2色機）・フルカラーの印刷機・紙折り機・拡大機・プロジェクター・スクリーン・ラミネーター・福祉教育用器材等</p> |
| ボランティア保険加入事業 | | <p>ボランティア活動の環境整備をするために、ボランティア保険の加入手続きを行う。</p> <p>また、連絡先等の情報を登録されたボランティア、ボランティアグループには、ボランティア保険の掛金の助成をする（1,400名まで）</p> |
| 地域活動サロン「ふらっと・フラット」（ボランティアセンター分室）運営事業 | | <p>地域の方々の力を活かし、地域デビューができるよう、ボランティアなど地域活動に関する情報提供や相談を行い、自由に利用できるオープンスペースを提供する。また、地域活動の活性化を図るため、地域の方々と一緒に、社会福祉という分野だけではなく、環境、国際、文化、スポーツなど、幅広いプログラムを行う。</p> |
| | 交流サロン事業 | <p>地域で活動する方々へ、交流、作業、打合せ、休憩などのための場の提供を行う。また、チラシやインターネット閲覧用PCを設置し情報提供を行い、ボランティアなど地域活動に関する相談を受付ける。</p> |
| | ふらっとパートナー事業 | <p>ふらっとパートナーとの運営会議を月1回開催し、運営方針や講座の企画などを行う。</p> |

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|-------------|--|---|
| | 地域活動入門講座 | 団塊世代を中心としたボランティアなど地域活動に関心のある方を対象に、地域への理解を深めると共に、自分たちにできる地域活動を具体的に考えるため、区内外の取り組みを紹介する講座を行う。 |
| | ユニーク・アイ | ユニークな生き方をしている方をゲストに迎えてお話を伺い、地域で豊かな生活を送るための参考として頂く講座を行う。 |
| | ふらっとワークショップ | いきいきと暮らすため、地域住民同士が顔の見える関係をつくり、学び合い、交流を行う講座を行う。 |
| | ふらっと交流会 | 講座や自主講座の講師や参加者、交流スペース利用者など、あらかじめ地域活動サロンふらっと・フラットに関わる方が一堂に会し、各々の活動について情報交換や交流を行う会を実施する。 |
| | ボランティア自主講座支援 | ボランティア講師として地域の方々が主催する講座のスペース提供や告知支援を行う。 |
| ボランティア情報の提供 | | ボランティア活動への関心を高め、地域福祉活動への参加を呼びかけるために、情報誌、社協だより、情報ラック、ウェブサイト等を通して様々なボランティア・福祉情報を提供する。 |
| | 「あらんてあ」の発行 | 荒川区内外のボランティア活動に関する情報を掲載し、ボランティアの協力を得て、広く区民に情報提供し、ボランティア活動の推進を図る(毎月1回発行、区補助事業)。 |
| | 「こどもあらんてあ」の発行 | 小学生の子ども達を対象に、ボランティア活動に関する情報や、ボランティア体験の機会を提供する(季刊4回発行)。 |
| | SNS などによるボランティア募集情報の提供 | 連絡先を提供いただいたボランティアに対し適宜、SNS等でボランティア募集情報を個人に届く形で送り、活動参加の促進とモチベーションを持続を図る。 令和3年度より新たにLINEを導入した情報提供を開始し、リアルタイムで情報を発信し、気軽に情報を得られるようにする。 |
| ネットワークづくり | | 地域で様々なボランティア活動をしている方やグループ、NPO 法人、当事者団体、生涯学習団体、福祉施設・関係機関が出会い、交流を促進することでネットワーク化を図る。 |
| | ボランティア受入施設・団体連絡会 & 施設職員等のためのボランティア受け入れ講座 | ボランティアの受け入れをしている福祉施設・団体・NPO・行政各部署などに対し、ボランティア受け入れについての情報交換とネットワークを構築し、ボランティアセンターとして、ボランティアの受け入れ状況や情報の入手などを図ることを目的として実施する。 |
| | あらかわ子ども応援ネットワークの支援 | 「子どもの居場所」「子ども食堂」「シングルマザーサポートネットワーク」「不登校支援ネットワーク」など、孤立した子どもや親達を支援するボランティア団体と支援団体、大学、行政、社協と協働で取り組むネットワークを支援し、子どもたちの未来に希望がもてる地域社会をつくる。 |
| | NPO や社会貢献活動を実施する事業所などの連絡会設置 | 区内の NPO 法人および社会貢献を行う事業所などの実態調査を行い、ネットワーク化を検討する。 ・NPO 連絡会など ・社会貢献事業所研修・連絡会など。 |

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|------------------------------------|----------------------------|--|
| | ボランティア・フェスト VOL. 13 | 区内で活動するボランティア・NPO、地域活動の担い手が一堂に集まり地域の新たな課題解決のための情報交換と交流を図るとともに、広くボランティア・NPOの活動を周知し、より多くの方々に活動への参加を呼びかける。 |
| ボランティア活動推進事業 | | 地域のニーズやボランティア団体、NPOなどの登録団体や個人登録者などの声を反映し、タイムリーに様々な事業の実施や備品などを整備する。 |
| ボランティア講座 | 入門講座&出前講座 | ボランティア活動を初めて行う方を対象に、ボランティア活動の心得、情報を提供し、活動への参加を促進する入門講座を行う。 また、学校、町会・自治会、ひろば館など集団での受講希望者を対象に、個々の団体のニーズに応じた内容で、職員が出向いて講座を実施する。 |
| | 企業社会貢献支援 | 企業からのニーズに合わせ、区内の施設・団体の協力のもと、ボランティア・地域活動の体験プログラムの創設と参加を促進する。 |
| | 熟年ボランティアスクール「傾聴ボランティアスクール」 | 豊かなこころの通いあう、ふれあいの街づくりをめざし、シニア同士がお互いに支え合える関係を築いていくことを目的として実施する。地域にニーズがある「傾聴ボランティアスクール」を実施する。 |
| サマーボランティアスクール | | 青少年を中心に社会人にも広げ、ボランティア活動を体験する機会を設け、活動を通して様々な方との出会いやふれあいの中から、地域社会への関心を高め、社会福祉への理解を求めることを目的に実施する。 |
| リモート活用講座 およびリモートサポート事業及びweb環境整備 | | 3密を避けながら、ボランティア研修・会議・講座などコミュニケーションを図るために、ZOOM、LINE、Microsoft Teamsなどの活用方法や事例を学ぶ講座。さらに、各グループへのアドバイスおよび実践サポート、機器の貸し出し等を行う。 |
| 多文化共生講座 (コミュニティ編、災害編) | | 外国人を支援の受け手としてとらえるのではなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域活動への参加機会を醸成する。従って、参加者は日本人、外国人両方に参加できる講座を実施する。 |
| あたらしい福祉教育プロジェクト | 福祉教材の充実と貸出 | 福祉教育で活用するため体験機器・資材などを学校、団体等に貸し出しをする。 |
| | あたらしい福祉教育プロジェクト | コロナ禍などあたらしい生活様式などが求められている背景のもとに協力校を募り、新しい形の福祉教育・体験授業のe-ランニングなどを実施しながら、多くの学校でも活用できるプログラムや教材を構築する |
| 災害ボランティアセンター事業 | 災害ボランティアセンター | 区との協定書に基づき、災害時に『災害ボランティアセンター』を区と連携・協力して運営を担う。 また、城北ブロック間の協力協定を活かし、ボランティア団体、NPO、地域住民との研修などを行う。 令和3年度は、区と協働で災害ボランティアセンター設置訓練を予定する。 |
| | 城北ブロック協働事業 | 荒川区・台東区・文京区・北区の城北ブロックのボランティアセンター協働事業で、災害時協力協定の推進のための事業を実施する。令和3年度、東京都総合防災訓練が北区を会場に開催されるため城北ブロック4区で協力する。 |

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|--------------------|-----|---|
| ボランティアセンター在り方検討委員会 | | <p>中間支援センターであるボランティアセンターの機能を充実させるとともに、センター運営面の自立性、民間性を確保する。そのために、多様な区民・ボランティア・団体・NPO・行政の参画による在り方検討委員会を設置し、事業内容や意思決定や運営面の評価について、地域に開かれた柔軟な事業展開を行える体制を築いていく。</p> <p>また、多様なボランティア・地域活動に関する相談に対応できる体制（内部スタッフ・外部スタッフ）の構築とネットワーク力を醸成する。</p> |

4. 在宅福祉事業サービス区分

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|----------------------------|------------------------|--|
| 在宅福祉サービス事業 《にこにこサポート事業》 | | <p>住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るために、援助が必要な方（利用会員）と協力できる方（協力会員）をつなぎ、ささえあい活動を実現するための、住民参加型の会員組織として運営し、家事援助等の在宅福祉サービスを有償で提供する。介護保険制度を補完するだけでなく、介護保険で対応できない隙間のニーズに対するサポートを幅広く提供する。</p> <p>【利用会員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民で社協の特別会員以上に入会する方が対象 ①概ね 65 歳以上の高齢者 ②心身に何らかの障がい有する方 ③難病患者や病弱な方 ④ひとり親家庭の子(義務教育終了まで) ⑤病気や怪我などで緊急一時的に援助が必要な方 ⑥産前産後の体調不良から援助が必要な妊産婦の方 ⑦その他荒川区社会福祉協議会が認めた方 <p>【協力会員】</p> <p>概ね 18 歳以上の健康な方で社会福祉に理解と熱意のある方</p> |
| | 生活サポート | 掃除、洗濯、買物、食事の支度・後片付け、代読、代筆、整理整頓、薬取りの代行、ペットの困り事等を実施する。 |
| | 介護見守りサポート | 通院の介助、車椅子での外出介助、食事の介助、入浴の介助、高齢者等の見守り、話し相手等を実施する。 |
| | 健康文化サポート | 囲碁・将棋のお相手、お化粧の補助、美術館・映画館の外出付き添い、外食の付き添い等を実施する。 |
| | 留守宅サポート | 入退院時の衣類の整理、洗濯、部屋の掃除、必要な物のお届け、配食のお弁当の受け取り補助等を実施する。 |
| | 宅配夕食サービス | 栄養バランスのとれた温かい食事をご自宅まで当会の委託業者が調理・配達するとともに安否の見守り活動をする。 |
| | ちょこっとサポート | 電球の交換等継続的ではなく、1回 30 分程度で終わる簡易なサポートを実施する。 |
| | 機関紙の発行 (年 4 回) | 会員への情報提供とともに広く区民に事業を周知し、事業の推進を図ることを目的に機関紙「にこにこ」を発行する。 発行部数：1回 2,000 部 |
| 研修及び人材育成事業 | | 在宅福祉サービスにおける人材確保及びレベルアップ並びにサービスの質の向上、さらに地域における介護力の向上を目的として、各種研修や人材育成事業を行う。 |
| | 会員講習会 (年 2 回実施) | 在宅福祉サービスの提供に必要な基本的な知識・技術を修得するための研修やフレイル予防のための講習を随時実施する。 |
| | 会員交流会 | 日頃の活動の一助とするため、利用会員と協力会員を対象にした交流会を実施する。 |
| | スキルアップ研修会 (年 1 回実施) | 協力会員のレベルアップを図り、サービスの質の向上を図ることを目的に、活動に役立つ研修会を実施する。 |
| | 協力会員継続 5 年表彰 | 協力会員表彰により協力会員の日頃の活動に感謝を表し、士気を高めることを目的に実施する。 |

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|------------|---------------------|---|
| 普及啓発事業 | | 在宅福祉サービス事業に対して、広範な区民の理解と協力を得るための事業を行う。 |
| | にこにこ事業の区民へのPR及び啓発 | 「にこにこサポート」事業に関心を持ってもらい、理解と協力を得るために、社協だよりやウェブサイト、荒川区報、区営掲示板等に情報を提供し、広く区民に対し「にこにこサポート」の事業内容をPRする。また、区内社会福祉施設へ機関紙「にこにこ」等を配布する。 |
| | 団体等への事業紹介(随時) | 地域連携推進会議、ケアマネージャー連絡会、介護サービス事業者連絡会、民生委員・児童委員協議会各種部会等へ参加する。 |
| | 事業案内の配布(随時) | 行政、町会・自治会、区内社会福祉施設、地域包括支援センター、介護サービス事業者等へパンフレット及び機関紙「にこにこ」を配布する。 |
| | イベントへの参加(随時) | あらかわ福祉まつり、介護フェア、福祉のしごと相談・面接会等へ参加する。 |
| 相談及び情報提供事業 | | 福祉・保健サービス等の情報を提供し、区民の在宅福祉に関わる多様なニーズを適切なサービスに結びつけるための相談活動を行う。 |
| | 相談窓口の常設 | 相談窓口(常設)を設置し、専門職員(コーディネーター)が対応する。 |
| | 情報提供コーナーの常設 | 受付カウンターやパンフレットスタンドに福祉情報に関する資料を配置する。 |
| | 他の機関誌等への情報提供(随時) | 社協だよりやボランティアセンター発行の「あらんてあ」等に掲載し、区民にPRする。 |
| 調査研究事業 | | 会員や区民のニーズを的確に把握した新たなサポートメニューを調査研究し、事業の充実を図る。 |
| | 利用会員向アンケート(年1回) | 心身の状態や生活状況、今後の在宅福祉サービスの利用意向などを調査する。 |
| | 協力会員向アンケート(年1回) | 希望する活動や時間帯、提供している在宅福祉サービスへの意見等を調査する。 |
| | 他在宅福祉サービス事業団体との情報交換 | サービスの向上等のため、会員制在宅福祉サービス事業を実施している他区社協との事業連絡会や城北ブロック在宅福祉サービス連絡会において事業の課題等を情報交換する。 |

5. 福祉サービス総合支援事業サービス区分

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|-----------------|--|---|
| 成年後見活用あしん生活創造事業 | | 区民の成年後見制度の利用促進のため、成年後見制度推進機関として、成年後見制度の周知及び利用促進並びに相談援助を行う。また、成年後見制度利用促進制度における中核機関の役割等について調査研究等に取り組む。 |
| | 成年後見制度に関する講座・説明会 | 【成年後見制度説明会】 区民が成年後見制度を積極的に活用できるよう、司法書士及び社会福祉士から、成年後見制度等の説明を行う。 |
| | | 【成年後見制度啓発講座】 区民に成年後見制度を周知し理解を促進するため、障がい者または高齢者を対象とした啓発講座を実施する。 講座の際にアンケートを行い、周知度及び理解度を測る。 |
| | | 【古い支度講座】 区民に成年後見制度の趣旨を周知するため、関連領域の内容も含め、以下の講座を開催し理解を深める。 ①古い支度講座（相続編・遺言編・葬儀編） ②エンディングノート作成講座（4回連続講座） 講座の際にアンケートを行い、周知度及び理解度を測る。 |
| | | 【出張講座】 区民に成年後見制度を周知するため、機関・グループ単位の要請に応え、成年後見制度の説明を出張して行う。 |
| | 成年後見制度相談事業 | 成年後見制度の周知及び利用促進のために、区民に事業を説明し、相談に応じる。 |
| | | 【成年後見制度申立支援事業】 成年後見制度に関する申立が困難な場合、申立書類作成等の相談、後見人候補等の紹介を行う等、申立の支援を行う。 |
| | | 【成年後見制度相談会】 区民に対し司法書士が申立の際の相談・助言を行う。 |
| | 弁護士による苦情・権利擁護相談 | 福祉サービス利用に際しての苦情や権利擁護、成年後見制度について相談に応じる。 |
| | 後見人サポート事業 | 成年後見制度の利用促進に必要な、後見人等の支援を行うため以下の事業を行う。 ①親族後見人のための、後見業務に関する司法書士による説明会 ②親族後見人からの要望があった際に、親族後見人間の交流会を実施する。 |
| 地域ネットワーク事業 | 成年後見制度の利用の促進に必要な、地域の関係機関への支援・情報交換を行う。 ①地域包括支援センター ②特定相談支援事業所 ③行政の各窓口 ④金融機関 ⑤医師会 ⑥弁護士・司法書士・社会福祉士等専門職団体 | |
| 成年後見運営委員会 | 第三者の立場から成年後見制度推進機関の運営方針について指導・助言を行うための運営委員会を設置・運営する。 (年2回程度実施) | |

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|------------------|---------------------------------|---|
| | 社会貢献型後見人養成 | 社会貢献型後見人の養成については、区から要請があった際に対応できる準備を進める。 |
| | 法人後見事業 | 成年後見運営委員会に置かれた小委員会で承認を受け、当会自らが後見人となり、区民の福祉サービス契約、施設入所等の身上監護やそれに付随する日常的な金銭管理等の後見業務を行う。 |
| | 成年後見報酬助成 | 区民が成年後見制度を利用する際の後見人等に対する後見報酬に要する経費を、一定の資産状況に応じて助成する。助成見込み件数5件。 |
| 緊急事務管理事業 | | 区から依頼のあったケースについて、通帳等を預かり、必要に応じ入院費等の支払いを行う（区受託事業）。 |
| 福祉サービス利用に対する総合相談 | | 区民に対して、福祉サービス利用援助・福祉サービスの利用に際しての苦情対応・判断能力の不十分な方々の権利擁護・その他福祉サービス利用に関する専門的な相談を実施する。区民の福祉ニーズの把握の機会にするために、区民のニーズの高い車椅子貸し出しを行う。 |
| | 車椅子貸出事業 | 歩行することが困難な方に、車椅子を貸出し、社会参加を促す。誰もが利用しやすいよう、荒川社協本部のほか、社協指定管理施設等、区内の各拠点においても貸出す。 貸出拠点を拡大するとともに、車椅子の修理等、荒川区自転車商小売組合連合会、都立荒川工業高校定時制に協力を依頼し、必要とする方々に安全な車椅子の貸出しを行う。 |
| | 小地域車椅子貸出 | 粋・活サロンを実施している町会・自治会、商店街や区内福祉施設等を拠点として車椅子の貸出しを依頼し、区民が身近な地域で車椅子を借りることができるようにする。 |
| 福祉サービス利用援助事業 | | 高齢者や障がいのある方が、適切な福祉サービスを選択し利用するための手続きや各種機関の手続き支援を行い地域で安心して生活するための支援をする。 |
| | 地域福祉権利擁護事業(東京都社協受託事業) ＜拡大事業＞ | 判断能力が不十分であるが支援内容が理解できる方(認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等)が、日常生活に必要な福祉サービスを利用するための相談、情報提供、利用手続き、利用料の支払い支援、生活費の払出し預入れ、公共料金等の支払い支援を行う。 判断能力がある方に対しても、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、身体障がいのある方で支援を必要とする方を対象に上述の支援を行う(拡大事業)。 社協職員である専門員とともに支援業務を行う生活支援員は区民が担っている。生活支援員は、専門員が作成した支援計画に基づき、実際に利用者宅を訪問し上述の支援を行う。その資格要件は、18歳以上80歳以下で福祉に理解と熱意を持つ者でボランティア活動・地域活動等を1年以上経験している者を対象とし、労働契約を締結している。活動報酬は1時間当たり1,020円である。 |
| | 財産保全サービス | 高齢者・身体障がい者等の財産保全・管理事業を実施する。 |
| | 地域権利擁護事業利用促進 | 地域福祉権利擁護事業に対するニーズは多問題化する傾向にある。地域権利擁護事業の周知、利用促進のために区民や地域の関係機関(行政機関、金融機関、地域包括支援センター、福祉サービス事業所等)に対し、地域権利擁護事業を周知し、適切な連携を構築する。荒川区役所生活福祉課及び |

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|-----|-----|--|
| | | 高齢者福祉課、地域包括支援センター社会福祉士部会との連絡調整会議を実施し連携を維持する。 |

6. 移動支援事業サービス区分

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|--------------------------|--|---|
| 障がい者の外出支援事業（ガイドヘルパー派遣事業） | 障がい者の外出支援（ガイドヘルパー派遣） ・移動支援 ・通院等介助（居宅介護） ・同行援護 | 在宅の視覚障がい者及び知的障がい者等の方が社会生活上必要な外出をする場合、「障害者総合支援法」に基づく外出を支援するサービスを提供することにより、障がい者の自立と社会参加を推進することを目的とし、障がい者の外出支援事業（ガイドヘルパー派遣事業）を実施する。 |
| | ガイドヘルパーの募集・確保 | 様々なニーズに対応できるように、毎月ガイドヘルパー説明・登録会を実施し、ガイドヘルパー登録者を随時募集する。定年（72歳）後に活動を希望するガイドヘルパーには、体力測定・認知機能検査等を実施し、基準を満たす場合、活動を継続できるとし人材確保に努める。 |
| | ガイドヘルパー現任研修 | 様々な状況や依頼内容において、安全かつ質の高いサービスを提供するため、スキルアップを目的とした研修を実施する。 |
| | 広報活動 | ガイドヘルパー派遣事業について広く周知をするために、ホームページや社協だよりに掲載する。 |
| | 支援者等との連携 | 安全で充実したサービス提供とともに、ご本人の地域生活を支援する視点を持ち、個人情報保護制度を遵守した上で、ガイドヘルパー及び、利用者相互の必要な情報提供と支援者のネットワークづくりを図る。 |
| | 資格取得への助成 | ガイドヘルパー希望者に対し、同行援護又は介護職員初任者研修の資格取得費用の助成を行う。なお、対象者には、資格取得後に本会ガイドヘルパーとして一定の活動実績を経た後、助成するものとする。また、本事業の広報について、ホームページや社協だより等を使い区民等に周知する。 |

7. 助成事業サービス区分

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|----------------|-----|---|
| 福祉団体運営助成 | | 区内の高齢者・障がい者・児童・当事者等の福祉団体に運営費の一部を助成し、地域福祉活動の推進を図る。 |
| 障害者施設運営助成 | | 区内の障害者施設に運営費の一部を助成し、地域福祉活動の推進を図る。 |
| 地域支えあい活動運営助成 | | 区内で住民が相互に助け合う活動を推進する団体等地域社会に広く貢献する団体や、民生委員・児童委員協議会等に対して必要な助成を行うことにより、地域コミュニティの発展、住民の繋がりの強化、安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進する。 |
| 社会を明るくする運動運営助成 | | 犯罪や非行を防止し、罪を犯した方や非行をした少年の更生を支え、「いきいき」とした明るい地域作りに参画することを重点目標に、区内全域及び全国的に取り組まれている「社明運動」に協力する。 |
| 小地域組織化助成 | | 歳末たすけあい運動を始め、日頃活動に協力頂いている町会・自治会に、小地域の福祉活動推進を目的に助成する。 |
| 地域福祉活動助成 | | 歳末たすけあい募金を財源として、公的援助を受けにくい、区内のボランティア団体、市民団体、当事者団体等の事業を助成し、地域福祉活動の開発・発展を推進する。 |

8. 生活福祉資金貸付事業サービス区分

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|-----------------------|---|--|
| 各種資金貸付事業 (※事務受託事業) | 生活福祉資金貸付事業 | 低所得者世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、資金の貸付を行う。 (※東京都社会福祉協議会受託事業) |
| | 総合支援資金 | 離職や減収により日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の建て直しのために、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金の貸付を行う。 (※東京都社会福祉協議会受託事業) |
| | 不動産担保型生活資金 | 現在住んでいる自己所有の不動産(土地・建物)に、将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、その不動産を担保に生活福祉資金の貸付を行う。 (※東京都社会福祉協議会受託事業) |
| | 生活復興支援資金貸付 | 東日本大震災により被災した低所得世帯に当面の生活に必要な経費等の貸付を行うことにより、生活の復興を支援するために貸付を行う。 (※東京都社会福祉協議会受託事業) |
| | 特例貸付 ・緊急小口資金 ・総合支援資金 (初回、延長、再貸付) | 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生計維持が困難となった世帯への貸付。申請期間の終了後は、延長貸付の申請書類の受理と点検。償還や借受人の状況変更の問い合わせ等の業務を行う。 |

9. 受験生チャレンジ支援貸付事業サービス区分

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|---------------------------------|-----------|---|
| 受験生チャレンジ 支援貸付事業 (※事務受託事業) | | 学習塾、各種受験対策講座、通信講座等の受講費用及び高校、大学受験等の受験費用を捻出できない方に対して貸付を行うことにより、低所得者世帯の子供を支援する。 《対象者》 ①世帯の生計中心者であること ②世帯収入の総収入または総所得を合算した金額が一定基準以下であること ③預貯金等資産の保有額が 600 万円以下であること ④土地・建物を保有していないこと（現在居住している土地、建物は除く） ⑤都内に引き続き 1 年以上在住（住民登録）していること ⑥生活保護受給世帯の世帯主または構成員でないこと ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条 6 号に規定する暴力団員でないこと |
| | 相談窓口の設置運営 | 相談窓口(常設)を設置し、専門相談員が対応し、必要な支援を行う。 |
| | 広報普及啓発活動 | 区報、ウェブページへの掲載ならびに、学校ほか関係機関への情報提供等、事業についてきめ細かく周知を図り、一人でも多くの方々に情報提供する。 |

10. ひとり親貸付事業サービス区分

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|------------------------------|-----|--|
| ひとり親家庭高等 職業訓練促進資金 貸付事業 | | 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、 就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、 入学準備金、就職準備金の貸付を行う。 |

11. 特定相談支援事業サービス区分

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|----------------------------|----------------------------|--|
| 計画相談支援及び 障がい児相談支援 事業 | 指定特定相談事 業・障害児相談支 援事業 | <p>障害者総合支援法ならびに児童福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害児通所施設支援を利用する方を対象に、相談支援及び計画相談支援・障がい児相談支援を実施。</p> <p>※本事業は社会福祉事業区分に属するが、事業の実施は、公益事業区分の荒川区立障害者福祉会館(アクロスあらかわ)にて実施している。</p> <p>事業の詳細は、施設のサービス区分へ記載。</p> |

12. 区受託事業（本部受託地域福祉関係事業）サービス区分

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|------------|---|---|
| 障がい者就労支援事業 | | 障がい者就労の機会を広げ、安心して働き続けられるように、就労支援コーディネーターと生活支援コーディネーターが、本人や家族、企業から相談を受け、就労支援をすることにより地域で自立して暮らせるよう支援する。また、地域開拓促進コーディネーターが、区内の就労支援施設に通所している方々や施設と連携して相談等の働きかけを行い、福祉的就労から一般就労への移行を支援する。 |
| | 就労支援 | 仕事探し・面接・実習の同行、企業開拓、離職調整等の就労支援を行う。就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等と連携して、支援のコーディネートを行う。 |
| | 就労訓練 | 就労の準備として、訓練機関のコーディネートを行う。 |
| | 定着支援 | 一般就労を継続している方が安定した就労を続けていけるように本人及び、企業へ支援を行う。ジョブコーチ的支援等も行う。 |
| | 生活支援 | 安心して職業生活を続けられるように、就労に関わる日常生活の支援を関係機関と連携して福祉サービス利用等のコーディネートと情報提供を行う。 |
| | エンパワメント事業 | 障がい者就労支援事業を通して、一人ひとりの生きる力を育む。本人活動である「ともともクラブ」「フットサル レウニル」を応援することで地域での活動を育てていく。 |
| | 就労支援ネットワークづくり | ハローワーク、企業、障がい者団体、特別支援学校、障がい者施設、行政、自立支援協議会等とのネットワークに参加し、雇用促進にむけて情報交換と支援協力を得る。 |
| | 地域啓発事業 | 障がいのある方々の就労について、地域住民、企業等広く関心理解を得るために、啓発事業を実施する。 |
| | 障がい者就労激励会・長期勤続表彰式 | 就労企業や関係機関の出席のもとで長期勤続者の表彰を行い、障がい者の就労を激励する機会としていく。また、勤続表彰を継続的に実施し、企業、関係機関等の情報交換の場として、障がい者就労の推進を図る。 |
| 手話講習会事業 | 聴覚障がい者の福祉に理解と熱意をもつ方を対象に、手話技術の指導を行い、手話奉仕活動を促進するために実施する。また、手話を学んだことのない方向けの手話体験会を開催する。 | |

13. ファミリー・サポート・センター事業サービス区分

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|--------------|-------------------|--|
| ファミリー・サポート事業 | 育児支援サービス | 区内に在住または在勤し、概ね生後6か月以上小学校6年生までのお子さんがある方（区内に在園・在学児がいる方も含む）の仕事と育児の両立及び育児環境整備のために、地域の協力会員が提供する住民参加型・会員制の有償育児支援サービス。サービスの利用には利用会員としての登録が必要。 |
| | 会員講習会 | (1) 協力会員養成講習会 年5回（1回につき3日間） (2) フォローアップ研修等 ①救命救急講習会（年5回） ②協力会員養成講座 再講習（年5回） ③その他知識、技術の向上を目的とした講習会（講演会） |
| | 事例発表・交流会 | 利用会員と協力会員間が一堂に会する場を設け、会員間の交流を図る（年1回） |
| | 連絡調整会議 | アドバイザーと地域リーダーが情報交換及び協議を行う。 （地域リーダー会議） 隔月開催（年6回） |
| | 協力会員継続5年表彰の実施 | 協力会員表彰を実施することにより、日頃の活動に感謝を表し、士気を高めることを目的に実施する（講習会と同時開催）。 |
| | 広報紙「Fめ～る」の発行（年2回） | 発行部数：1回 3,400部 |
| 託児サポーター事業 | | 講演会の託児など保育施設や自宅以外の場所における一時的保育サービスを、地域の会員（託児サポーター）が担うことにより、子育て家庭の社会活動への参加を促進し、子育て家庭を支援する育児支援サービス。 |
| | 連絡調整 | 利用団体と託児サポーターとの情報交換及び協議を行う。 |
| | 利用団体への説明 | 利用団体に対して会則等の周知徹底を図ることにより、円滑な託児サポートが行えるようにする。 |
| | 広報活動 | 託児サポーター事業を広く周知し、事業の推進を図る。 |

厚生援護資金貸付事業拠点区分

14. 厚生援護資金貸付事業サービス区分

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|--------|-----|--|
| 厚生援護事業 | | 低所得世帯が一時的に生活困窮状態になり、他の方法では生活を保持する資金が得られない場合、必要な資金の貸付を行い、その世帯の厚生を援護するために実施する。 |

歳末たすけあい運動事業拠点区分

15. 歳末たすけあい運動事業サービス区分

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|----------------------------|-----|--|
| 歳末たすけあい運動事業 (12月1日~31日) | | <p>全国的な共同募金の一環である「歳末たすけあい・地域福祉募金」を12月に実施する。</p> <p>実施者：社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 主唱者：社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 主催者：社会福祉法人 東京都共同募金会 協賛団体：荒川区 実施団体：町会・自治会、民生委員・児童委員協議会、母の会、共同募金協力会</p> <p>また、町会・自治会、民生委員・児童委員協議会、母の会等の代表者による、歳末たすけあい運動実施委員会を、当会が主体・事務局となり運営する。</p> |
| ギフト券の配付事業 | | <p>区内在住のひとり暮らし高齢者及び、在宅障がい児へギフト券を年末に配付する。実施方法は、実施委員会において協議し決定する。(ギフト券の配付対象には要件有)</p> <p>※当年度分歳末募金財源。</p> |
| 地域福祉活動事業 | | <p>①世代間交流事業（年賀状配布事業） ②ふれあい粋・活(いきいき)サロン事業 ③地域福祉啓発事業 ④心のバリアフリー教室 ⑤小地域組織化助成事業 ⑥地域福祉活動助成事業 ⑦街歩き探検隊（旧：ユニバーサルウォーク） ⑧ひとり親家庭夏休みレクリエーション事業 ⑨生活困窮者対策・生きづらさを抱えた人の活動づくり ⑩地域住民のためのウェブ環境向上の取り組み</p> <p>※サービス区分が分散しているため、事業内容の詳細は各サービス区分の事業内に掲載。</p> |

各指定管理施設運営事業拠点区分

16. 各指定管理施設運営事業サービス区分

(※後述に各施設ごとの拠点区分の事業計画書有。①～③の各施設は社会福祉事業区分に含まれ、④の荒川区立障害者福祉会館（アクロスあらかわ）のみ公益事業区分に含まれる)

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|----------------------------------|-----|--|
| 指定管理者として区立福祉施設（高齢者施設・障害者施設）の運営事業 | | <p>指定管理者として、荒川区との協調を図りつつ、より充実した利用者のニーズに応えたサービスの提供と、また、地域福祉活動の拠点として地域に開かれた施設運営を行う。</p> <p>① 荒川区立尾久生活実習所「あらかわ希望の家」 本所 及び 分場</p> <p>② 荒川区立荒川生活実習所 ※②と③は予算合算</p> <p>③ 荒川区立荒川福祉作業所 ※②と③は予算合算</p> <p>④ 荒川区立障害者福祉会館(アクロスあらかわ) ※本施設のみ公益事業区分の拠点。公益事業のほか、社会福祉事業の特定相談支援事業も実施している。</p> |

尾久生活実習所「あらかわ希望の家」本所・分場事業拠点区分（※指定管理施設）

1. 尾久生活実習所「あらかわ希望の家」本所・分場事業サービス区分

施設概要

1. 概要

特別支援学校を卒業した子ども達が、行き場所が無く家に引きこもることのないようにとの保護者の切実な思いを受け「荒川のぞみの会」が昭和56年に通所の場としてスタートし、昭和62年に同会からの依頼を受け荒川区社会福祉協議会が区の補助金で運営を開始した。平成7年には荒川区立生活実習所「あらかわ希望の家」として荒川区から受託運営することになり、26年が経過した。

平成12年度から知的障害者福祉法に基づく法内施設として位置付けられ、平成14年度からは利用者の増加に伴って分場が開設された。平成18年度に入ると、新たに荒川区の指定管理者としての運営を開始（3年契約）し、平成21年度（5年契約）から継続指定管理者として引き続き運営を行うとともに障害者総合支援法に基づき「生活介護事業」に移行した。

平均支援程度区分が5以上の重度の障がいのある方が多く、個々の支援には特別な配慮が必要となっている。また、障がいの重度化や加齢に伴う身体的機能の低下、在宅生活を支える家族の高齢化や支援力の低下等により利用者を取り巻く環境は厳しさを増している。今後、利用者自身が自己選択・自己決定ができる力を一人ひとりが持てるような支援の強化に取り組むこと、家族・保護者や関係機関、グループホームなど生活の場となる施設との連携を密にしながら、日々の生活の充実と社会的自立を図ることを支援していくことが課題である。

2. 目的

荒川区内の障がいのある方々を対象に生活作業訓練・地域交流などに取り組み、日々の生活の充実と社会的自立を図ることを目的に運営している。本人自身の持つ機能・能力を引き出すこととあわせて、地域の方々との交流を図ることを通して地域の中で生じる様々なハンディキャップを克服し、地域で豊かに生きることを支える。また、障がいのある人や家庭が抱える問題に対して、支援員を中心にあらゆる職種の職員がそれぞれの専門性を生かした支援を行い、地域の様々なネットワークを活用して地域での生活を支援する。

3. 利用定員 77名（本所58名、分場19名）

4. 登録人員 75名（本所56名、分場19名）

5. 開館日 241日 月曜日～金曜日（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

6. 所在地 《本所》〒116-0011 東京都荒川区西尾久6-17-3

《分場》〒116-0011 東京都荒川区西尾久4-6-4

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|--------|----------|---|
| 充実事業 | | <p>1. 令和3年度以降の定員拡大に向けた環境整備 本所においては、令和2年度から3階フロアを使用した施設となり、令和3年度には10名の新規利用者を迎える。今後も数年の間に定員拡大されていく予定である。多様化するニーズへ柔軟な対応が必要となるため、職員間の連携を強化するとともに、受け入れに対応した環境整備を行う。分場では、2つのグループが適度な距離を保ち、活動することで、感染予防対策のより一層の徹底を図る。</p> <p>2. 障がい特性に応じた活動プログラムの展開 利用者の特性や幅広い世代に合わせた活動プログラムの充実を図る。また選択肢を増やし利用者が自己選択し、参加できる活動プログラムの在り方を検討し、利用者が主体となれるようにしていく。ボッチャやスノーズレンなど、前年度重点として展開した活動は継続し、年齢や障がいに合わせ、利用者のニーズに添う活動を実施する。</p> <p>3. 親なき後を考える支援 定員増により若い世代が増える一方、40代前後の利用者層は成長とともに将来を見据えた支援が必要となっている。保護者会と連携を図り、成年後見制度の説明会の実施や地域資源の活用をしていく方法を共有化していく。</p> <p>4. 職員の資質向上 障がい特性の理解や支援方法等の知識及び技術を習得するため、研修の充実を図る。虐待防止委員会、感染拡大予防対策班の設定、強度行動障害などに対する勉強会の実施をしていく。新人職員研修はOJTを活用し、個々の利用者への支援技術を身に付けていく体制を確立する。</p> <p>5. 防災時における地域・保護者との連携 福祉避難所設置・運営訓練を場面の想定を変えながら取り組む。避難（防災）訓練は年に2回、西尾久6丁目町会と合同で実施する。その他、物品管理、感染症対策、放送訓練、分散配置訓練、館内点検など訓練内容の役割をより明確にして、実施していく。また、非常災害時の対応など保護者との連携を深める。</p> |
| 生活介護事業 | 生活作業訓練事業 | <p>《日常生活活動》 運動、創作活動、音楽活動、レクリエーション、調理実習、茶話会、誕生会、外出・外食活動などの活動プログラムを実施することで、障がい特性、年齢、体力、興味関心の幅広いニーズに応じ、様々な経験から利用者それぞれの持てる力を発揮できるよう日常生活を展開する。</p> <p>《地域交流活動》 日常生活や行事へのボランティアの受け入れ、月1回の喫茶・自由見学会、近隣の飲食店や公共施設に絵画を展示していただく「絵画交換」ゆいの森の定期展示、各種作品展への出展を通じて交流を深めていく。</p> |

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|-----|------------------|--|
| | | <p>《基本的な生活活動》 食事・排泄・移動・更衣・整容・清潔保持等について、介助やそれらの習得のために支援を行い、生活スキルの向上を図る。</p> <p>《健康維持活動》 健康維持のため、個々の利用者の体調・疾病状況・健康状態の把握を行い、日常的支援や看護師・栄養士等からの助言等を行う。理学療法士が作成した個別の体操プログラムに沿って運動を行い、身体機能の維持に役立てる。</p> <p>《コミュニケーション活動》 利用者同士、及び職員、地域の方々との日常的なコミュニケーション・関係づくりを通して、集団の中で安心して楽しく、互いに心地よい環境で過ごすためのコミュニケーション方法や協調性・社会性を身に付ける。</p> <p>《講師活動》 専門的講師の指導のもと、美術・文章表現・音楽療法・リズム体操・手話音楽・自立プログラムなどの活動を行う。 前年度、新型コロナウイルス感染予防により講師活動がこれまでのように実施できなかった点を踏まえ、今年度は活動によっては回数の見直しを行い、十分なスペースを確保して実施する。</p> <p>《合同プログラム》 クラブ活動や季節の催し、ボッチャ、カラオケ、ボウリング等を合同で行い、主体的選択や自己決定、利用者同士の関係作りに取り組み、楽しむ機会を提供する。</p> <p>《社会見学》 日常生活以外の体験を通し、社会の仕組みを理解し、人間関係を深める。</p> <p>《乗馬》 乗馬を通じて、情緒の安定を図る。</p> |
| | 行事・地域交流事業 | <p>利用者が一人ひとりのもつ能力を発揮し、様々な行事に取り組み、地域の方々との交流を通じて地域での豊かな生活につなげていく。また、行事等での交流を通じて、地域の方々の障がいのある人々への理解を促進する。</p> <p>《宿泊訓練》 普段の生活から離れた環境で、施設の仲間たちや職員、ボランティアと寝起きをともにする体験を通じて、社会性、自律性を高める機会とする。</p> |

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|-----|----------|--|
| | | <p>《ハートフル運動会への参加》 心身障害児者福祉連合会主催の運動会に参加し、運動会の雰囲気を楽しみながら、様々な障がいのある方々との交流を図る。</p> <p>《施設公開「やかまし祭」》 利用者の日頃の活動の成果を地域の方々に紹介し、理解と共感を得るとともに地域の方々との交流を図る。</p> <p>《成人を祝う会》 成人を迎えた利用者を、利用者・職員・保護者をはじめ、地域の方々とともにお祝いし、成人としての第一歩を踏み出すきっかけの場とする。</p> <p>《機関紙「あしあと」の発行》 地域の方々に施設の活動を知っていただき、理解・協力を得るために、3か月毎に機関紙「あしあと」を発行し配布する。</p> <p>《見学者・ボランティア・実習生等の受け入れ》 地域住民及び区民等の見学やボランティア、実習生を受け入れる。</p> <p>《アート展示》 施設の身近な地域の公共施設や飲食店などで利用者の作品を展示し、より多くの地域の方々が利用者の作品に接することにより、障がいのある人、施設についての理解を深めてもらう機会とする。</p> |
| | 給食事業 | <p>《給食サービス》 利用者の個々の健康状態等に応じ、栄養が偏らないように様々な食品を使いバラエティーに富んだ献立になるよう考慮し、栄養バランスのとれた食事を提供する。 また、個々の利用者が食べやすい食事形態や食器に配慮し、食生活を豊かにし、さらに楽しい雰囲気の中で、食事のマナーや社会性を養う機会とする。</p> |
| | 健康診断等事業 | <p>《健康管理》 疾病の予防と早期発見に努め、健康の保持・増進を図る。 健康診断を年1回行う 医務室にて専門医(内科医・精神科医)の診察や健康相談を行う。 日常的に看護師が健康管理を行う(連絡帳の確認・検温・バイタルチェック)。 保護者に健康・保健衛生についての関心を持ってもらい、知識の普及と啓発を行うための情報提供を行う。</p> |
| | 通所バス運行事業 | <p>利用者の通所のため、本所では車イス用リフトが装備されたワゴン車の送迎車両6台をコース別に委託運行する。 分場では、送迎用のリフト付きマイクロバスとワゴン車の計2台を委託運行する。</p> |

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|-----|----------|--|
| | 個別支援計画策定 | その人らしく自立して地域で暮らしていけるよう、一人ひとりのニーズを随時把握し、目標・支援方法を策定し、支援を行う。その過程と結果から利用者の自信と職員との信頼関係につながるよう行う。 |
| | 避難訓練 | 総合防災訓練を含め、被災時の利用者の安全を確保するため、地震・火災等を想定した各種訓練を行う。災害時対策として、利用者・ご家族の意識啓発、送迎中・登所降所中に発災した場合の指針を作成する。また、水害対策も想定し、準備を進めていく。 |
| | 相談支援事業 | 本人のみならず、家庭にとって最も身近に相談ができる機関として機能できるよう随時の面談等充実を図り、ニーズのキャッチと将来の生活設計や成年後見制度等を含めた相談に力を入れて行う。また、特定相談支援事業者等の関連機関と連携した支援の充実や各家庭へ必要なサービスの案内等を行う。 |

荒川生活実習所 及び 荒川福祉作業所運営事業拠点区分（※指定管理施設）

2. 荒川生活実習所 及び 荒川福祉作業所事業サービス区分

施設概要

1. 概要

平成 18 年度は荒川区からの一部の受託、平成 19 年度より荒川区の指定管理者として運営を開始した(平成 24 年 3 月までが第 1 期、平成 29 年 3 月までが第 2 期指定管理期間)。平成 21 年度からは、障害者自立支援法に基づき、荒川生活実習所は「生活介護事業」、荒川福祉作業所は「就労継続支援 B 型事業」「就労移行支援事業」に定員を拡大して移行した。平成 25 年度からは、障害者総合支援法に基づく施設となった。これまでに引き続き平成 29 年度より令和 3 年度までの第 3 期指定管理期間を運営することとなった。

2. 目的

■荒川生活実習所 <生活介護事業>

荒川区内の 18 歳以上の知的障がい者及び身体障がい者に対して、様々な生活経験を重ねる日中活動を通して、基本的な生活習慣・生活スキル・社会的スキルや、ともに活動する利用者同士・職員・地域の方々との関係の中から、お互いを認め合い心地よく過ごせる関係性を身につけ、その人らしく社会の一員として自立して暮らしていけるよう、利用者一人ひとりに合わせた支援を行うことを目的とする。

■荒川福祉作業所 <就労継続支援 B 型事業>

通常の事業所に雇用されることが困難である知的障がい者及び身体障がい者に対して、福祉的就労の機会を提供するとともに、生産活動、その他の活動の機会を通じて、自立に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行い、利用者が社会の一員として自立した日常生活、社会生活が送れるよう支援を行うことを目的とする。

■荒川福祉作業所 <就労移行支援事業>

就労を希望する 65 歳未満で通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる知的障がい者及び身体障がい者に対し、生産活動、その他の活動の機会を提供する。そして就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・職場体験等を含めた求職活動に関する支援・職場の開拓・就職後における職場への定着のために必要な相談等を行い、利用者が社会の一員として自立した日常生活、社会生活が送れるよう支援を行うことを目的とする。

3. 利用定員

■荒川生活実習所 47 名

■荒川福祉作業所 55 名（就労継続支援 B 型事業 48 名、就労移行支援事業 7 名）

4. 登録人員

■荒川生活実習所 47 名

■荒川福祉作業所 43 名（就労継続支援 B 型事業 41 名、就労移行支援事業 2 名）

5. 開館日

241 日 月曜日～金曜日(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)

6. 所在地(両施設)

〒116-0002 東京都荒川区荒川 1-53-9 (1 階・2 階)

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|------|-----|--|
| 充実事業 | | <p>1. 全体 「新しい生活様式に対応した支援の実施」 昨年度は新型コロナウイルス感染予防対策を実施し、運営した。換気対策・衛生管理などさらなる予防対策を実施したうえで、利用者がマスク着用、手洗い、消毒等様々な場面で新しい生活様式を理解・実施できるよう取り組むことで、利用者の健康維持を図りたい。 昨年度は感染症対策で地域に出ることが少なかったため、利用者がコロナ禍においても地域に対して貢献できる活動を提供し、住民とのコミュニケーションができるよう働きかける。 利用者支援においては関係者と連携、相談することで関係を構築し、課題解決を図る。</p> <p>2. 荒川生活実習所 1) 新しい生活様式への支援 現在利用者の数は 47 名に達し、各利用者の障害特性、年齢、体力、興味関心の幅も広くなり、ニーズも多様化している。マスク着用、消毒など、個々に合わせた理解を深めさせていくような支援をし、集団にならないよう ICT の活用を実施する。また、保護者とはメールなど、接触を必要としない情報共有も相談の上実施していく。</p> <p>2) 地域交流の充実 コロナ禍においても、障がいのある方が当たり前地域に生活できるよう、日常活動や行事で積極的なボランティアの受け入れを行うとともに、荒川生活実習所の利用者、障がい者への理解の促進のために、地域の方との活動の機会を多く作っていく。 荒川区社会福祉協議会地域福祉コーディネーターと連携して地域情報を収集する。</p> <p>3) 利用者の状態に合わせた活動参加 現在、車いす使用する利用者は 13 名となっている。また、加齢や重度化により活動時間をすべて座位で参加する事が困難な方もいる。新たに移動式介護ベッドが 2 台導入されたため、障害の方の体調に合わせてベッド上の活動参加を促し、活動参加とリラックスの場面づくりを工夫していく。 自閉傾向の方に対しては昨年度同様、スノーズレンを活用したリラクゼーションの提供により、情緒を落ち着かせる。また、強度行動障害支援者養成研修受講者を増やす。より専門的な視点を持った職員を育成し、支援に活かしていく。</p> <p>4) 保護者との災害時（緊急用）対応の連携 ①災害時を想定した連絡手段訓練の実施 昨年度実施した災害用伝言ダイヤルは、コロナ禍により参加保護者が少なかった。よって今年度も緊急時メールア</p> |

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|-----|-----|---|
| | | <p>ドレスなどが送受信できない場合の想定として、伝言ダイヤルの使用方法を理解する取り組みを行う。</p> <p>②福祉避難所設置訓練を保護者参加で実施。 毎年新規職員などを対象に投光器やラップポイントイレの設置訓練を行っているが、保護者にも福祉避難所に対する理解を深めていただくよう参加を促していく。</p> <p>3. 荒川福祉作業所</p> <p>1) 多様なニーズに応じた支援の充実 現在、荒川福祉作業所には10代から80歳近い年齢までの幅広い年代の利用者が通所している。その中には一般就労を目指して行ける作業能力を持った方も在籍している一方、介護が必要な方や転倒の危険性があるために常時見守りが必要な方も多く、これまで以上に個性性を重視した支援が求められている。ご家族の高齢化も進み家族支援が必要なケースも多く、より利用者一人一人のニーズに合わせた支援を実践していく必要がある。その方らしい仕事や生活を送っていただけるよう、目的別に3つのグループを作り、作業を中心に支援する体制を構築していく。</p> <p>① 作業中心グループ 若年層を中心とし、作業をし続ける力・就労できる力を養うことを目的としたグループ。就労できる力がついてきたら、就労移行支援事業を経て、一般就労を目指していく。</p> <p>② 作業プラス余暇活動グループ 作業を中心としつつ、適度にレクリエーションや余暇的活動プログラムを実施することで作業効率が上がり、より作業を行う力をつけていくことを目的としたグループ。ウォーキングやゲーム、カラオケ等、社会生活技能訓練をプログラムに取り入れていく。</p> <p>③ 作業プラス健康維持・体力維持活動グループ 作業を中心としながらも、健康維持や体力維持を目的としたグループ。介護予防の視点を持ち、体操やウォーキング、健康講座などをプログラムに取り入れていく。</p> <p>2) 工賃の維持と各個人に応じた作業提供 当事業所では取引先企業と信頼関係を築き、その信頼関係を元に積極的な単価交渉や営業活動を行うことで、ここ数年、工賃は上昇傾向にある。現在、コロナ禍ではあるが、工賃を維持するとともに、利用者の特性を考慮した作業を継続的に提供していく。そのため、納期を守り品質の良い製品を納め続ける等、既存の取引業者との信頼関係を維持するとともに、荒川区の障害者就労推進員を窓口として共同受注等の新規取引先の開拓を進めていく。</p> |

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|---------------------|----------|---|
| | | <p>3) 新たな自主生産品開発と地域とのネットワーク構築 当事業所では、荒川生活実習所と合同で自主生産品を作成し、販売イベントの企画や出店等での販売を通して地域の方々に施設を知ってもらう機会としている。現在、ガラス製品を合同で作成しているが、荒川福祉作業所の作業の一環として取り組める状態ではない。利用者が主体的に関わり、作業の一環として取り組める製品へアゴム等を試作した。今後は、ターゲットとなる層を見極める等、社協内関係機関との連携を図り、販売数を伸ばして行くことでより地域の方々にアピールできるようにしていく。また、コロナ禍ではあるが、荒川生活実習所と合同で販売イベントの企画や出店を継続して行い、自主生産品を介して地域とのネットワークを作り、地域住民の障害への理解を深めていくとともに、利用者の見守りの輪を広めていく。</p> <p>4) 家族支援の強化 当事業所では利用者の高齢化が進み、50歳以上の利用者が約半数となり、60歳以上の利用者も8名在籍している。それに伴い、ご家族の高齢化も進んでおり、家族全体の支援が必要なケースが増えている。社会福祉協議会のネットワークを活かし、支援が必要なご家族に対しての情報提供を行うとともに、適切なサービスへのつなげていく為の役割を果たしていく。</p> <p>5) 就労移行支援事業の新たな展開 当事業所では令和元年度より就労アセスメントを実施した。今後の就労アセスメントについてはこれまでの取り組みを評価し、荒川区と検討のうえで方向性を出していく。また、就労移行支援事業の利用者獲得には苦慮しており、より魅力あるプログラムづくりをすすめるとともに、現在、当事業所の就労継続支援B型を利用している利用者が就労移行支援事業を利用し、将来的に就職を目指すシステムを構築する等、就労移行支援事業の利用者獲得を進めていく。</p> |
| 生活介護事業 (荒川生活実習所) | 生活介護基本事業 | <p>《日常活動》 運動、創作活動、仕事(受注作業や自主製品制作・販売)、音楽活動、レクリエーション、農園での作業、サークル活動、調理実習、お茶会、誕生会、自治会活動、外出活動等多彩な活動メニューを実施することで、障害特性、年齢、体力、興味関心の幅広いニーズに応じ、様々な経験から利用者それぞれの持てる力を発揮できるよう日常活動を展開する。 全般を通して、「利用者自身が決めて行動すること」「利用者が自分の役割を感じられること」を大切に、支援を行う。</p> <p>《地域交流活動》 自主製品販売や買い物活動、地域での作品展示、外出活動や利用者によるボランティア活動の取り組み等を行う。</p> |

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|------------------------------------|--------------|---|
| | | <p>日常活動や行事へのボランティアの積極的受け入れ、いきいきサロンへの参加、公共施設や地域の店舗に絵画を展示していただく「絵画交換」やゆいの森の定期掲示、各種作品展への出展を通じて、交流を深めていく。</p> <p>《基本的な生活活動》 食事・排泄・移動・更衣・整容・清潔保持等について、介助や、それらの習得のための支援を行い、生活スキルの向上を図る。</p> <p>《健康維持活動》 健康維持のため、個々の利用者の体調・疾病状況・健康状態の把握を行い、日常的支援や看護師・栄養士等からの助言等を行う。毎日の運動に理学療法士に指導を受けた体操等を取り入れ、運動の充実を図り、身体機能の維持に役立てる。</p> <p>《コミュニケーション活動》 利用者同士及び職員、地域の方々との日常的なコミュニケーション・関係づくりを通して、集団の中で安心して楽しく、互いに心地よい環境で過ごすためのコミュニケーション方法や協調性・社会性を身に付ける。</p> <p>《講師活動》 専門的講師の指導のもと、音楽療法や運動、アート活動を行う。今年度はそれぞれの回数を見直し、新たにアロマセラピーを追加。より選択肢を広げ実施する。</p> |
| 就労継続支援 B 型事業 及び 就労移行支援事業 (荒川福祉作業所) | 就労継続支援 B 型事業 | <p>送迎サービス事業 利用者の通所のため、車イス用リフト付きマイクロバス 3 台にて委託運行する。</p> <p>《生活支援》 利用者の障がい状況・健康状態・生活環境等を把握し、個別支援及び集団支援を行い、基本的な生活習慣、社会性、健康管理、利用者の力を伸ばすことを目的とし以下の内容を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者、ご家族が安心して充実した生活を送り将来の生活の希望を描けるよう、日常のコミュニケーションや相談を充実させる。 ・生活の幅を広げ、利用者が主体性を持って生活し続けることができるよう、各種行事や趣味活動を充実させる。 ・看護師による健康チェックや栄養士による食事の管理の他、看護師や栄養士による健康講座や体操プログラムを実施し、健康を保って地域生活を続けられるようにする。 ・作業を中心としつつ、利用者の年齢や個々のニーズに応じて、レクリエーションや体力維持等のプログラムを行う事ができるグループ編成を行い、支援を進める。 <p>《作業支援》 利用者が働くことを通じて力を伸ばし、充実感や社会で</p> |

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|-----|----------|--|
| | | <p>の役割を感じながら充実した人生を送ることができるよう、以下の内容を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般企業等からの受注作業を中心としつつ、オリジナル製品作り、オリジナル製品の販売、各種イベントへの出店も行う。 ・利用者が仕事への誇りや充実感を感じられるよう、利用者の特性を十分考慮し、特性に合った作業種を継続的に得られるよう一般企業等に営業活動を行い信頼関係を構築し、合わせて所内の環境を整備して作業を割り振り、働くモチベーションを持続できるよう支援を行う。 ・荒川区の障がい者就労推進員と連携し、利用者の特性とマッチングした作業種を請け負い、材料を加工して代金を得る。加工代金は工賃として利用者へ支給する。 ・社会参加、地域交流のねらいをもって、オリジナル製品作成における専門家やボランティアとの協働や、イベントでのオリジナル製品販売を行う。 ・一般企業等での指導、訓練を受けることにより支援の効果が期待できる利用者については、利用者本人、保護者並びに受け入れ先と十分な連携を図った上で、各種団体・一般企業等で実習を行う。 <p>【作業種目】 建築金具の組み立て、鉛筆の袋入れ・箱詰め、各種袋入れ、各種仕分け、各種書類の丁合、オリジナル製品作り(アクセサリー等)、各種イベントでの販売。</p> |
| | 就労移行支援事業 | <p>利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向および適性（心身の状況、作業スキル等）を把握し、それに即した支援を行い、就労した時に必要とされる作業スキルや集中力、仕事をすることに対する意識、働く場での対人関係等を習得させ、一般就労を目指すことを目的とし、以下の内容を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン、事務補助訓練、就労に関する講義、生活に関する講義、他機関と連携した事務補助等実習、就労継続支援B型と連携した作業実習等のプログラムを行う。 ・幕張ワークサンプル（MWS）利用によりパソコンや事務作業訓練、実務訓練の質を高め、利用者の実務能力を向上させるほか、外部講師を呼ぶ等、独自プログラムをさらに発展させる。 ・併設の就労継続支援B型の利用者で就労を希望する方が、就労移行支援事業を利用し就職につながるような体制を構築し、新規利用者の獲得につなげていく。 ・担当職員を配置し、上記のプログラムの主体となるほか、ハローワークや障害者就労支援センター、荒川区内の他就労移行支援事業所等と連携して最新の情報を収集し、利用者に企業説明会や実習の情報を提供する。実習⇒就職面接⇒就労までの支援を行い、利用者の就労後も就労先への定着支援を行う。 |

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|-----------------------------|-----------|---|
| | 個別支援計画策定 | その人らしく自立して地域で暮らしていただけるよう、一人ひとりのニーズを随時把握し、目標・支援方法を策定し、支援計画に基づいた支援を行う。目標及び支援方法は半年ごとに見直しを行い、利用者の状態に応じて変更を行う。利用者の自信や達成感につながるよう、ご本人に理解しやすく、スモールステップの目標となるよう作成、実施をしていく。 |
| 荒川生活実習所・ 荒川福祉作業所 共通事業 | 相談支援事業 | 本人のみならず、家庭にとって最も身近に相談ができる機関として機能できるよう随時の電話連絡、面談等充実を図り、ニーズのキャッチと将来の生活設計や成年後見制度等を含めた相談に力を入れて行う。また、特定相談支援事業者等の関連機関と連携した支援の充実や各家庭へ必要なサービスの案内等を行う。 |
| | 行事・地域交流事業 | <p>地域の方々との交流を行い、地域での豊かな生活と暮らしやすい地域づくりにつなげていく。また、交流を通じて、地域の方々に障がいのある人々への理解を促進する（生活介護事業、就労継続支援B型事業と就労移行支援事業では目的に応じて参加行事は異なる）。</p> <p>《宿泊訓練》 普段の生活から離れた環境で、施設の利用者や職員と寝起きをともにする体験を通じて、社会性、自律性を高める機会とする。</p> <p>《ハートフル運動会への参加》 心身障害児者福祉連合会主催の運動会に参加し、運動会の雰囲気を感じながら様々な障がいのある方々との交流を図る。</p> <p>《ふれあい祭（施設公開）》 施設を一般公開するとともに地域住民を招待し、作業・活動公開や作品展示、作品販売等を通じて様々な方と交流をする中で、障がい者等への理解を促進する。</p> <p>《地域の行事への参加》 当事業所のPRを行うとともに、他の福祉団体や区民の方々と交流する。</p> <p>《地域交流情報紙の発行》 地域の方々に施設の活動や、障がいのある方々について知っていただくため、地域交流情報紙「アラセイ・アラフク」を発行し配布する。</p> <p>《ボランティアや見学者の受入れ》 日常の活動全般、行事時など、日常的にボランティア活動ができる場とし、地域の方々との交流を通じ利用者の人間関係を豊かにする。随時見学を受け入れ、施設や障がい者への理解を促進する。</p> |

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|-----|---------|---|
| | 給食事業 | <p>栄養バランスの良い、バラエティーに富んだ献立を考慮し、豊かな食生活や、食事のマナー、社会性を養う機会とする。平成 27 年度よりクックチル方式から調理提供方式に変えた。献立をより利用者のニーズに合わせ、適温で食事を提供している。これまでは同法人内の他指定管理施設で調理したものを当建物内で再調理して提供していたが、令和元年度に調理室の改修を行い、当建物内で調理が完結できるようにした。令和 2 年度より、当建物内で調理したものを提供し、より利用者の嗜好やニーズにマッチした給食を提供している。</p> |
| | 健康診断等事業 | <p>利用者の心身の健康を守り病気等の早期発見をするため、保健所にて健康診断を行う。嘱託医である内科医と精神科医による診察・相談を定期的に行う。また、健康上必要な方には看護師・栄養士が健康指導・栄養指導・相談を行う。</p> |
| | 避難訓練 | <p>総合防災訓練を含め、被災時の利用者の安全を確保するため、地震・火災等を想定した各種訓練を行う。災害時対策として、利用者・ご家族の意識啓発、送迎中・登所降所中に発災した場合の指針を作成する。また、水害対策も想定し、準備を進めていく。</p> |

公益事業区分

障害者福祉会館（アクロスあらかわ）運営事業拠点区分（※指定管理施設）

3. 障害者福祉会館（アクロスあらかわ）事業サービス区分

施設概要

1. 概要・目的

平成9年8月に開館し、今年度で開館から24年目となる。

障がいのある方の社会参加を支援する地域の拠点となるよう、さまざまな社会資源の有効活用を図りながら、障がいのある方やボランティアの活動の場として、また、多くの区民の方々との幅広い交流を深める場として、広く利用されることを目指す。

同時に、誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けることのできる街づくりの拠点として、荒川区社会福祉協議会が長年培ってきたネットワークを活かし、文化活動、交流の場づくり、情報提供など、各種事業の取り組みを図る。

また、平成26年度からは区より相談支援事業者の指定を受け、荒川区における障がい者福祉の総合的な拠点として障がいのある方やその保護者が安心して来館・相談できる場所を目指す。

2. 利用時間 午前9時～午後10時

3. 休館日 毎月第三火曜日、年末年始

4. 施設内容

- 1階 事務室、多目的ホール
- 2階 第一会議室(生きがい活動室)、第二会議室(洋室)、交流ロビー、点字ワープロ室、対面朗読室、喫茶コーナー「ステップ」(荒川区心身障害児者福祉連合会により運営)
- 3階 第三会議室(和室)、幼児コーナー、共用活動室、更衣室

5. 所在地 〒116-0002 東京都荒川区荒川2-57-8

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|-----------|--------------------|--|
| 会館管理運営事業 | | <p>障がいのある方々の自主活動及び障がいのある方をサポートするボランティア活動のために、多目的ホールや会議室などの貸出を行うとともに、地域の方々へも貸出を行う。また、荒川区心身障害児者福祉連合会が運営する喫茶コーナー「ステップ」が併設されている交流ロビーは、フリースペースとして開放する。</p> <p>感染症対策を適宜行う。</p> |
| 相談支援事業 | 計画相談支援及び障がい児相談支援事業 | <p>荒川区から特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の指定を受け、基本相談支援及び計画相談支援・障がい児相談支援を実施する。</p> |
| | 福祉活動の総合支援 | <p>障がいのある方や地域住民の方々からのさまざまな相談に応じ、問題解決のためにそれぞれの専門・関係機関と連携し、相談窓口の紹介等の支援を行う。</p> |
| 文化・教養講座事業 | | <p>《障がい者向け料理教室》 障がいのある方(知的障がい除く)の余暇活動の一環として、料理方法などを学ぶ機会とする。</p> <p>《知的障がい者向け料理教室》 レクリエーション活動の一環として、仲間との調理活動を通じ、社会参加及び豊かな生活経験につなげる。</p> <p>《知的障がい者向けリズム体操教室》 音楽と体操を通じて、心身リフレッシュと健康の増進を図り、社会参加や生きがい活動を支援する。</p> |
| 情報提供事業 | | <p>《介護フェア》 10月 生活に役立つ介護用品や自助具などのバリアフリー用具を展示し情報提供することで、障がい者の自立生活の質を高める。荒川区介護サービス事業者連絡協議会と共催。</p> <p>《インターネットスポット》 通年 ITの促進に寄与し、情報バリアの解消を図るためにインターネットスポットを設置し、指導員を配置する。</p> <p>《障がい当事者向け防災ワークショップ》 災害発生時の障がい当事者が自ら身の安全と命を守るために、平常時にできることを主体的に考えることができる環境づくりを目的とした防災に関する当事者向けワークショップを実施する。</p> <p>《要約筆記講座》 聴覚に障がいのある方や中途失聴の方へのコミュニケーションをサポートする要約筆記の知識・技術の普及、ボランティアの育成を図る。</p> <p>《新聞・図書購入》 障がい者福祉に関する情報提供として、福祉新聞・点字新聞、専門図書等を館内閲覧用に設置する。障がい者福祉に関する新聞記事等を拡大してパネルに掲示する。</p> |

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|----------|-----|--|
| | | <p>《点字版作成依頼》 視覚に障がいのある方への情報保障を目的に、議事録やチラシ等の点字版作成を区内点訳作業所に依頼し、館内で配布する。</p> <p>《常設展示・アートコーナー》 通年 障害者福祉推進団体の活動紹介パネルや作品を展示するとともに、絵画、写真、墨絵などの芸術作品の展示をする。</p> <p>《情報活動ファイル》 通年 障害者福祉推進団体の相互交流や一般の方々への活動理解のために、登録団体が自主的に管理・情報提供できる「活動紹介ファイル」を交流ロビーに設置する。 団体紹介パンフレットを隔年発行する。</p> <p>《アクロス目安箱》 通年 施設運営に利用者の要望等が反映されるよう、自由に意見を投書できる目安箱を交流ロビーに設置する。</p> <p>《広報》 アクロスあらかわの施設紹介や事業内容を作成・配布するほか、社協のウェブサイト及び社協だよりからも情報提供する。</p> |
| ふれあい交流事業 | | <p>《通信カラオケ》 通年 障害者福祉推進団体における活動のための貸出及び、アクロスあらかわの事業において活用するため、通信カラオケを運用する。</p> <p>《交流講座》 講座を通して、障がいのある方とない方との交流、相互理解を図る。</p> <p>《スポーツ交流会》 障がいのある方もない方も、ともに「障がい者スポーツ」を通じて楽しみ、交流を深める機会とする。</p> <p>《登録団体交流会》 登録団体が一堂に会し、各団体相互の親睦を図る。</p> <p>《福祉教育事業》 通年 館内のバリアフリー設備の見学や障がい者との交流を通じ、当会館の目的や障がいのある方への理解を深める機会とする。 ①親子ボランティア講座 ②福祉体験教育講座 ③障がい体験グッズの貸出</p> |

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|----------|-----|--|
| | | <p>《アクロスだより》 季刊発行 当会館への理解や事業の周知・協力のため、事業予定や事業報告、多目的ホール・会議室の貸出状況などを内容とした機関紙を発行し、障害者福祉推進団体、関係機関などに配布する。</p> <p>《ステージ発表会》 3月 当会館を拠点として活動している障害者福祉推進団体や一般団体の日頃の活動の成果発表の場を提供する。障がいのある方とない方の交流を図り、相互理解を図る。</p> |
| IT 講習会事業 | | <p>《障がい者向けパソコン入門講座》 障がいの種別を問わず、モニターをみて操作できる初心者を対象に、パソコンの基本操作やインターネット検索などをゆっくり指導する講座を開催する。</p> |
| その他の各種事業 | | <p>《運営協議会》 年2回以上 当会館の運営に利用者の意見を反映するため、障害者福祉推進団体からなる運営協議会を設置する。</p> <p>《障害者週間関連事業》 12月 障がい者福祉に対する関心と理解、意識啓発を図るとともに、交流、相互理解の促進を目的に、以下の各種事業を開催する。</p> <p>①アクロス・連合会まつり 障害者福祉推進団体から選出された実行委員会で企画・運営し、各登録団体の模擬店・バザー、ステージ等を通じて地域住民との交流、相互理解を図る。</p> <p>②パネル作品展 障がい者福祉に対する関心と理解、意識啓発を図るため、障害者福祉推進団体の活動紹介パネルや作品の展示を行う。</p> <p>《体験発表会きもちトーク&学習発表会》 障がい当事者や障がい者福祉に関わる方のさまざまな思いや体験を語ってもらい、相互理解を深める。 誰もが豊かで安心して暮らせる地域づくりを目指し、障害のある方とない方がともに考える機会とする。 また、体験発表者の了解のもと、記念文集を作成・発行し、障害者福祉推進団体や関係機関などに配布するとともに館内閲覧用に設置する。</p> <p>《避難訓練・防災訓練・福祉避難所開設訓練》 障がいのある方を含む不特定多数の利用する施設における災害発生時の対応や、福祉避難所を開設する上で必要なことは何かを、当会館を利用する方や地域住民、当会館職員がともに訓練を通して学ぶ。</p> |

| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|-----|-----|---|
| | | <p>《ばん座位体操普及事業》 通年 荒川区で実施している「ばん座位体操」を、交流コーナーを利用して、定期的に体操を行う場の提供とともに、障がい者理解を図る機会とする。</p> <p>《街なか避暑地・街なかほっとサロンの開設》 節電効果の向上を目指すとともに、地域住民の交流の場として夏季と冬季に開設する。</p> <p>《職員の資質向上のための研修》 当会館職員のスキルアップのため、障がい者福祉に関する知識・技術の向上のための研修、会館運営に関する研修を行う。</p> <p>《あやとり号貸出事業》 通年 荒川区社会福祉協議会が行っているスロープ付き福祉車両ハンディキャブの貸出拠点として貸出を行う。</p> <p>《車椅子貸出事業》 通年 荒川区社会福祉協議会が行っている車椅子の貸出ステーションとして貸出を行う。</p> <p>《エコキャップ回収事業》 通年 ボランティア活動支援及び地域活性化の一環としてペットボトルのキャップを回収し、世界の子どもたちにワクチンを贈る活動に参加する。</p> |

おもちゃ図書館運営事業拠点区分

1. おもちゃ図書館事業サービス区分

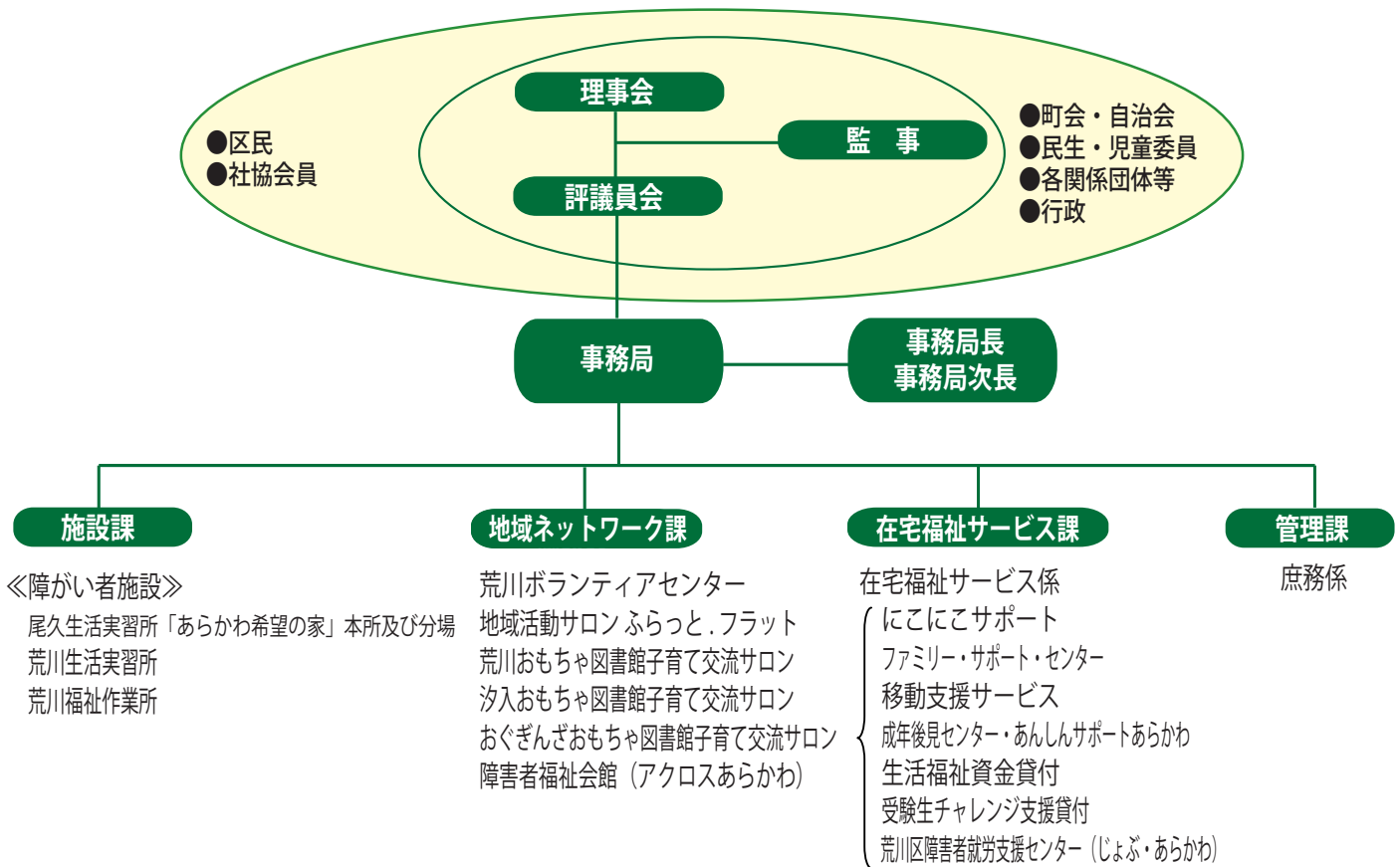
| 大項目 | 小項目 | 事業の概要 |
|---------------------|-------------|--|
| おもちゃ図書館事業 (公益事業) | | <p>心身に障がいのある子どもと障がいのない子ども達が、おもちゃを通して楽しく遊ぶ中で、心身の発達を促す。</p> <p>また、地域の方々との交流を図ることを目的におもちゃ病院・手づくりおもちゃ等もボランティアの協力のもとで運営する。</p> |
| | ふれあいおもちゃ図書館 | <p>子育て中の方や子どもに対して、シニアボランティアが「伝承遊び」や「おもちゃ」などを通じて、世代間交流を図る。高齢者の知恵を活かした相談を行い、子育て中の方や子ども達に人生の知恵を伝えるとともに、子ども達と関わる高齢者の生きがいづくりを目的に実施する。</p> |



荒川区社会福祉協議会（荒川社協）の組織

荒川区社会福祉協議会では、区民・各種団体等から構成される会員組織を基盤として、町会・自治会、民生委員・児童委員協議会、福祉団体、行政などの代表者から選出される、理事（15名～23名）、監事（2名）、及び、評議員（24名～35名）の決定により運営されています。

高齢者、障がい者、児童・母子、生活困難者、様々な方々を対象にした各種の福祉事業、市民活動の支援、共同募金、地域福祉の啓発等々、誰もが安心して暮らせる福祉の街づくりを行っています。



- 事業開始年月日 昭和28年5月27日
- 法人認可年月日 昭和39年1月13日
- 本部・事務局所在地 東京都荒川区南千住1-13-20



社会福祉協議会（略称：社協）は「地域福祉の推進を図ること」を目的として、国・都道府県・市区町村ごとに設置されている、社会福祉法に定められた非営利の民間団体です。